



目 次	
規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○告示（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ）の一部改正（漁業管理課）（10・18掲示）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉指導課）	1
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	1
◎沿岸漁業改善資金の償還に係る納入通知書の様式の定め及び告示の廃止（水産政策課）	1
◎告示（沿岸漁業改善資金の貸付金に係る収納の事務の委託）の一部改正（ 〃 ）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	2
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出（5件）（会計管理課）	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出（2件）	4
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
○政治団体の解散の届出	5

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年10月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第46号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第36条中「県内であって本庁又は当該出先機関の所在地を支配地とするもの」を「全国の区域」に改める。

第69条の2第2項を削り、同条第1項を同条とする。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

告 示

高知県告示第809号の2

令和4年3月高知県告示第425号（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和4年10月18日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

2の(6)中「3.556トン」を「1.961トン」に改め、2の(7)中「11.5トン」を「13.095トン」に改める。

高知県告示第816号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和4年10月28日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日
エール薬局浦ノ 須崎市浦ノ内東分168-137 令4・8・31
内店

高知県告示第817号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年10月28日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川上名字ラグルス1685の5

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第818号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年10月28日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡四万十町大道字タカヒラ157の1、157の15、字西タシロ160の4、1213の6、字古家谷215の2、216の3、1224の2、1224の13、1224の14、字ナカバタ208、213の3、213の4、1222の5、1223の6、字ツエタニ327の2、332、333の1から333の3まで、1251の5、字サクラガホリ335、1253の7、1253の10、1253の11、1253の18、1253の19、字フルアン1091の3、字チガヤ1217、字セゴシ1220の2、字ヒミチ1373の9

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第819号

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第39条第1項の規定により、高知県沿岸漁業改善資金貸付規則を廃止する規則（平成31年高知県規則第9号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同規則による廃止前の高知県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年高知県規則第59号）第1条に規定する沿岸漁業改善資金の償還に係る納入通知書の様式を次のとおり定め、令和4年11月1日から施行し、平成13年7月高知県告示第452号（沿岸漁業改善資金の償還に係る納入通知書の様式）は、令和4年10月31日限り廃止する。

令和4年10月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県 受付・払込票

納入者 様

収入種別	執行機関	年度	決議番号	内訳番号	予算種別
会計略科目	事業内訳	節	内訳	金額	細節
納期限	年	月	日	金額	円
発行日	年	月	日	※違約金	円
納付目的	年	月	日	※合計	円
発行機関					
口座番号	01620-1-番号	960014	加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 県庁支店	
総店領収印	送付機関領収印		受付機関領収印		

(郵便局/取納金融機関 (取納取りまとめ店等を含む。) 保管)

高知県 領収済通知書

この用紙は、直接機械読み取りをしますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

様式

種別 執行機関 年度 決議番号 内訳番号 金額

会計略科目 事業内訳 節内訳 金額

納入者 様

納期限	年	月	日	金額	円
発行日	年	月	日	※違約金	円
合計					
納付目的					
発行機関					
口座番号	01620-1-番号	960014	加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 県庁支店	
総店領収印	送付機関領収印		受付機関領収印		

(送付先：四国銀行集中センター)

高知県 納入通知書・領収書

納入者 様

年度	会計	款	項	目	節	決議番号	内訳番号
納期限	年	月	日	金額	円	※違約金	円
発行日	年	月	日	※合計	円		
納付目的							
発行機関							

1 上記の金額を次の取納事務委託機関に納入してください。
西日本信用漁業協同組合連合会又は漁業協同組合（事務委託機関）に納入しなかつた場合は、旧高知県沿岸漁業改善基金貸付規則12条の規定により、償還期日の翌日から納入の日までの日数に日割で償還金額（年12.25パーセントの割合で計算した金額）に相当する違約金（1円未満は、切り捨て。）を徴収されます。

2 収入種別、執行機関、年度、決議番号、内訳番号、予算種別、会計略科目、事業内訳、節内訳、金額

納入者 様

収入種別 執行機関 年度 決議番号 内訳番号 金額

会計略科目 事業内訳 節内訳 金額

納入者 様

高知県知事 高知県知事 印

受付機関領収印

上記の金額を領収しました。

高知県告示第820号

沿岸漁業改善資金の貸付金に係る収納の事務を委託した者が水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく合併をすることに伴い、昭和55年6月高知県告示第418号（沿岸漁業改善資金の貸付金に係る収納の事務の委託）の一部を次のように改正し、令和4年11月1日から施行する。

令和4年10月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 を次のように改める。
- 委託した者の事務所の所在地及び名称
香川県高松市北浜町9番12号
西日本信用漁業協同組合連合会

高知県告示第821号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 381号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町大正字轟崎13番2から 高岡郡四万十町大正字榎サコ1205番3まで	前	12.5 }	112
	後	12.5 }	112

高知県告示第822号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月28日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市本町四丁目2番15号
高知県建設業協同組合

<p>理事長 中谷 健 (変更後) 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設業協同組合 理事長 井上 和水</p> <p>2 変更年月日 平成7年5月11日</p> <p>高知県告示第823号 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。 令和4年10月28日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名 (変更前) 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設業協同組合 理事長 井上 和水 (変更後) 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設業協同組合 理事長 岡崎 隆</p> <p>2 変更年月日 平成19年5月30日</p> <p>高知県告示第824号 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。 令和4年10月28日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名 (変更前) 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設業協同組合 理事長 岡崎 隆 (変更後) 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設業協同組合 理事長 三谷 一彦</p> <p>2 変更年月日 平成20年5月30日</p> <p>高知県告示第825号 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。</p>	<p>令和4年10月28日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名 (変更前) 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設業協同組合 理事長 三谷 一彦 (変更後) 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設業協同組合 理事長 西野 精晃</p> <p>2 変更年月日 平成24年5月31日</p> <p>高知県告示第826号 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。 令和4年10月28日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名 (変更前) 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設業協同組合 理事長 西野 精晃 (変更後) 高知市本町四丁目2番15号 高知県建設業協同組合 理事長 國藤 浩史</p> <p>2 変更年月日 令和4年6月17日</p>	
---	---	--

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第138号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月28日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
参政党高知支部 (金城 幹泰)	森下 宏美	南国市前浜353-1	○	令4・9・2
自由民主党高知県 石油販売業支部 (成岡 祐輔)	藤井 稔	高知市大原町80番地2 高知県 石油会館	○	令4・9・14

高知県選挙管理委員会告示第139号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月28日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
甲藤雄司後援会	甲藤 雄司	甲藤 雄司	南国市大埴甲 1465-3 山 中ハイツⅢ 202	令4・9・12
杉山愛子後援会	坂出 秀樹	細木 澄人	須崎市吾井郷 乙1792番地1	令4・9・30

高知県選挙管理委員会告示第140号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月28日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県 土地改良支部 (池田 洋光)	桑名 龍吾	異動なし	異動なし	令4・9・1
新		池田 洋光			
旧	自由民主党高知県 自動車整備支部 (大石 善保)	西森 歳勝	異動なし	異動なし	令4・8・2
新		大石 善保			

旧	自由民主党高知県ときわ支部 (山口 雅弘)	異動なし	山崎 達也	高知市栄田町二丁目1番17号	令4 ・9 ・7
新			濱田 好和	高知市栄田町一丁目1番35号	
旧	自由民主党高知県高知市第二支部	異動なし	坂本 圭二	異動なし	令4 ・9 ・28
新	(三石 文隆)		川崎 修司		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	高知県土地改良政治連盟	桑名 龍吾	異動なし	異動なし	令4 ・9 ・1
新	(池田 洋光)	池田 洋光			
旧	高知県自動車整備政治連盟	西森 歳勝	異動なし	異動なし	令4 ・8 ・2
新	(大石 善保)	大石 善保			
旧	田所裕介後援会 (田所 裕介)	異動なし	異動なし	高知市永国寺町2-1	令4 ・9 ・5
新				高知市万々352	
旧	国際勝共連合高知県本部	佐藤 秀人	佐藤 秀人	高知市神田1789-1	令4 ・9

	(森下 伸広)			8	・13
新		森下 伸広	森下 伸広	高岡郡日高村本郷1454	
旧	新時代蒼生の会 (三石 文隆)	異動なし	坂本 圭二	異動なし	令4 ・9 ・28
新			川崎 修司		
旧	三石文隆後援会 (所谷 稔範)	異動なし	坂本 圭二	異動なし	令4 ・9 ・28
新			川崎 修司		

高知県選挙管理委員会告示第141号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和4年10月28日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
江渕土佐生後援会	青木 一男	令4・5・3
小谷のりとも後援会	岡崎 広喜	令4・9・20